

白川町議会広報の発行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年8月28日

白川町議会議長 田口守也

白川町議会訓令甲第1号

白川町議会広報の発行に関する規程の一部を改正する訓令

白川町議会広報の発行に関する規程（令和2年白川町議会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(委員会)	(委員会)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 委員は <u>3名</u> とし、議員の中から選任する。	2 委員は <u>4名</u> とし、議員の中から選任する。
3・4 (略)	3・4 (略)

附 則

この訓令は、令和7年8月28日から施行する。